

○ 金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件（平成二十二年金融庁告示第百三十二号）

改正案	現行
（事業年度の記載事項） 第三条 当該四半期の末日が事業年度の末日である場合において、金融商品取引法第五十七条の十七第二項の経営の健全性の状況を記載した書面（前条の規定に該当する場合に最終指定親会社が同項の規定により届け出なければならない書面に限る。以下「経営の健全性の状況を記載した書面」という。）には、次項に定める自己資本の構成に関する開示事項、第三項に定める定性的な開示事項及び第四項に定める定量的な開示事項を記載するものとする。 2 自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第一号により作成しなければならない。 3 定性的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。 一 連結の範囲に関する次に掲げる事項 イ 連結自己資本規制比率を算出する対象となる会社の集団（以下「会社グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表提出会社として作成された連結財務諸表における連結の範囲（以下「会計連結範囲」という。）に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因 ロ（略）	（事業年度の記載事項） 第三条 当該四半期の末日が事業年度の末日である場合において、金融商品取引法第五十七条の十七第二項の経営の健全性の状況を記載した書面（前条の規定に該当する場合に最終指定親会社が同項の規定により届け出なければならない書面に限る。以下「経営の健全性の状況を記載した書面」という。）には、次項に定める定性的な開示事項及び第三項に定める定量的な開示事項を記載するものとする。 （新設） 2 定性的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。 一 連結の範囲に関する次に掲げる事項 イ 連結自己資本規制比率を算出する対象となる会社の集団（以下「会社グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表提出会社として作成された連結財務諸表における連結の範囲に含まれる会社との相違点 ロ（略）

ハ 連結自己資本規制比率告示第九条の規定が適用される金融業務を営む<u>関連会社</u>等の数並びに<u>当該金融業務を営む関連会社</u>等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに<u>主要な業務の内容</u>	ニ 会社グループに属する会社であつて会計連結範囲に含まれないもの及び会社グループに属しない会社であつて会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに<u>主要な業務の内容</u>	ホ (略)	(削る)	二五 (略)	六 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	イ (略)	ロ 連結自己資本規制比率告示第二百二十七条第四項第三号から第六号まで（連結自己資本規制比率告示第二百三十二条第二項及び第二百八十条の四第一項において準用する場合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要	ハ 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針	ニ 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称	ホ 証券化エクスポージャーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称
ハ 連結自己資本規制比率告示第九条の規定が適用される金融業務を営む<u>関連法人</u>等の数並びに<u>主要な金融業務を営む関連法人</u>等の名称及び<u>主要な業務の内容</u>	ニ 連結自己資本規制比率告示第八条第一項第二号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社の数並びに<u>主要な会社</u>の名称及び<u>主要な業務の内容</u>	ホ (略)	ニ 自己資本調達手段の概要	三六 (略)	七 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	イ (略)	ロ 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称	ハ 証券化取引に関する会計方針	ニ 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する格付機関の名称（使用する格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）	（新設）

ヘ 会社グループが証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該会社グループが当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別	(新設)
ト 会社グループの子会社等(連結子法人等を除く。)及び関連会社等のうち、当該会社グループが行った証券化取引(会社グループが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。)	(新設)
チ に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称 証券化取引に関する会計方針	(新設)
リ 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する格付機関の名称(使用する格付機関を変更した場合には、その理由を含む。)	(新設)
ヌ 内部評価方式を用いている場合には、その概要	(新設)
ル 定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容	(新設)
七 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項	八 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項
イ 追加的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要	イ 追加的リスクに対する自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法
ヘ 包括的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要	(新設)
ト マーケット・リスクに対する自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法	(新設)
八 評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法	九 評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法

十一 連結自己資本規制比率告示第三条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が前項に定める自己資本の構成に関する開示項目のいずれに相当するかについての説明 定量的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。 一 その他金融機関等であつて最終指定親会社の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額 (削る)	(新設) 二 自己資本の構成に関する次に掲げる事項 イ 基本的項目の額及び次に掲げる項目の額 (1) 資本金及び資本剰余金 (2) 利益剰余金 (3) 連結子法人等の少数株主持分の合計額 (4) 連結自己資本規制比率告示第五条第二項に規定するステツプ・アップ金利等を上乗せする特約を付す等償還を行う蓋然性を有する株式等の額及び連結における基本的項目の額に對する当該株式等の額の割合 (5) 基本的項目の額のうち(1)から(4)までに該当しないもの (6) 連結自己資本規制比率告示第五条第一項(第五号を除く。) (7) 連結自己資本規制比率告示第五条第一項(第五号に係る部分に限る。) (8) 連結自己資本規制比率告示第五条第七項の規定により基本
4 一 連結自己資本規制比率告示第八条第一項第二号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社のうち、自己資本規制比率又はこれと類似の基準を下回った会社の名称と当該下回った額の総額	3 一 連結自己資本規制比率告示第八条第一項第二号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社のうち、自己資本規制比率又はこれと類似の基準を下回った会社の名称と当該下回った額の総額 二 自己資本の構成に関する次に掲げる事項 イ 基本的項目の額及び次に掲げる項目の額 (1) 資本金及び資本剰余金 (2) 利益剰余金 (3) 連結子法人等の少数株主持分の合計額 (4) 連結自己資本規制比率告示第五条第二項に規定するステツプ・アップ金利等を上乗せする特約を付す等償還を行う蓋然性を有する株式等の額及び連結における基本的項目の額に對する当該株式等の額の割合 (5) 基本的項目の額のうち(1)から(4)までに該当しないもの (6) 連結自己資本規制比率告示第五条第一項(第五号を除く。) (7) 連結自己資本規制比率告示第五条第一項(第五号に係る部分に限る。) (8) 連結自己資本規制比率告示第五条第七項の規定により基本

的項目から控除した額

ロ 連結自己資本規制比率告示第六条に定める補完的項目の額及び連結自己資本規制比率告示第七条に定める準補完的項目の額の合計額

ハ 連結自己資本規制比率告示第八条に定める控除項目の額

ニ 連結における自己資本の額

三 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

イホ (略)

ヘ 連結自己資本規制比率及び連結基本的項目比率（連結自己資本規制比率告示第三条第一項の算式 of 分母の額に対する連結における基本的項目の額の割合をいう。第五条第二号において同じ。）

ト 連結総所要自己資本額（連結自己資本規制比率告示第三条第一項の算式 of 分母の額に八パーセントを乗じて得た額をいう。第五条第五号において同じ。）

四 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

イホ (略)

ヘ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。

二 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

イホ (略)

(削る)

ヘ 連結総所要自己資本額（連結自己資本規制比率告示第二条各号の算式 of 分母の額に八パーセントを乗じた額をいう。第五条第一項第七号において同じ。）

三 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

イホ (略)

ヘ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。

（並びに連結自己資本規制比率告示第五十五条第二項第二号、
第一百一条及び第一百五十五条第二項第二号並びに第二百二十五条
（連結自己資本規制比率告示第二百三条及び第二百十二条第一項に
おいて準用する場合に限る。）の規定により千二百五十パーセ
ントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額
ト）ヌ（略）

四・五（略）

六 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 会社グループがオリジネーターである場合における信用リス
ク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関す
る次に掲げる事項

- (1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び
合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資
産の種類別の内訳（ただし、会社グループが証券化エクスポ
ージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期
の証券化取引に係るものに限る。）

- (2) 原資産を構成するエクスポージャーのうち、三月以上延滞
エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャー
の額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の
内訳（ただし、会社グループが証券化エクスポージャーを保
有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引
に係るものに限る。）

- (3) 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれら

（並びに連結自己資本規制比率告示第八条第一項第三号及び第
六号（連結自己資本規制比率告示第二百三条及び第二百十二条第一
項において準用する場合に限る。）の規定により資本控除した
額

ト）ヌ（略）

五・六（略）

七 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 会社グループがオリジネーターである証券化エクスポージャ
ーに関する次に掲げる事項

- (1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び
合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資
産の種類別の内訳（会社グループが証券化エクスポージャー
を保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化
取引に係るものに限る。）

- (2) 原資産を構成するエクスポージャーのうち、三月以上延滞
エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャー
の額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の
内訳（会社グループが証券化エクスポージャーを保有しない
証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るも
のに限る。）

- (3) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種

	の主な資産の種類別の内訳
(4)	当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）
(5)	証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳
(6)	保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
(7)	保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
(8)	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳

	類別の内訳
(4)	保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額
(5)	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳
(6)	連結自己資本規制比率告示第二百二十五条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
(7)	早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む。）
(i)	早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額
(ii)	会社グループがオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額
(iii)	会社グループが投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額
(8)	当期に証券化を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別

ロ 会社グループが投資家である場合における信用リスク・アセスメントの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項 (1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類	(9) 連結自己資本規制比率告示第二百二十五条の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳 (10) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む。） (i) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額 (ii) 会社グループがオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額 (iii) 会社グループが投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額 (11) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳				
ロ 会社グループが投資家である証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項 (1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類	(9) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳 (新設)				

類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）

(2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）

(3) 連結自己資本規制比率告示第二百四十五条の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(4) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

ハ
会社グループがオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、会社グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）

(2) 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳

(3) 当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産

類別の内訳

(2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

(3) 連結自己資本規制比率告示第二百二十五条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

（新設）

（新設）

-
- の種類の内訳を含む。）
- (4) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な
原資産の種類の内訳
- (5) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種
類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記
載することを要する。）
- (6) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウ
ェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エ
クスポージャーについて区別して記載することを要する。）
- (7) 包括的リスクの計測対象としている証券化エクスポジャ
ーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別
の所要自己資本の額の内訳
- (8) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な
原資産の種類の内訳
- (9) 連結自己資本規制比率告示第二百八十条の五第二項の規定
により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化
エクスポージャーの額及び主な原資産の種類の内訳
- (10) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に
掲げる事項（主な原資産の種類の内訳を含む。）
- (i) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする
実行済みの信用供与の額
- (ii) 会社グループがオリジネーターとして留保する早期償還
条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの
-

信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額 (iii) 会社グループが投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額	ニ 会社グループが投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	(1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）	(2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）	(3) 保有する包括的リスクの計測対象となる証券化エクスポージャーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳	(4) 連結自己資本規制比率告示第二百八十条の五第二項の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳	七 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（内部モデル方式を使用する会社グループに限る。）
（新設）		八 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（内部モデル方式を使用する最終指定親会社に限る。）				

イ (略)

ロ 期末のストレス・バリュエーション・アット・リスクの値並びに開示期間におけるストレス・バリュエーション・アット・リスクの最高、平均及び最低の値

ハ 期末の追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の額並びに開示期間における追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の最高、平均及び最低の額

ニ バック・テストイングの結果及び損益の実績値がバリュエーション・アット・リスクの値から大幅に下方乖離した場合についての説明

八〇十 (略)

(中間事業年度の記載事項)

第四条 当該四半期の末日が中間事業年度（事業年度の前半の六月間をいう。次条において同じ。）の末日である場合において、経営の健全性の状況を記載した書面には、前条第二項に定める自己資本の構成に関する開示事項、同条第三項第一号に定める連結の範囲に関する事項、同条第三項第十一号に定める連結自己資本規制比率告示第三条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が前条第二項に定める自己資本の構成に関する開示項目のいずれに相当するかについての説明並びに同条第四項に定める定量的な開示事項を記載するものとする。この場合において、同条第三項第十一号及び第四項中「

イ (略)

ロ バック・テストイングの結果及び損益の実績値がバリュエーション・アット・リスクの値から大幅に下方乖離した場合についての説明

(新設)

(新設)

九〇十一 (略)

(中間事業年度の記載事項)

第四条 当該四半期の末日が中間事業年度（事業年度の前半の六月間をいう。次条において同じ。）の末日である場合において、経営の健全性の状況を記載した書面には、前条第三項に定める定量的な開示事項を記載するものとする。この場合において、同項中「連結貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、「連結損益計算書」とあるのは「中間連結損益計算書」とする。

連結貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、「連結損益計算書」とあるのは「中間連結損益計算書」と読み替えるものとする。

2 前項に規定する中間事業年度に係る説明書類に記載すべき事項のうち、前条第二項に定める自己資本の構成に関する開示事項は別紙様式第一号により作成しなければならない。

(四半期の記載事項)

第五条 当該四半期の末日が事業年度の末日及び中間事業年度の末日のいずれでもない場合において、経営の健全性の状況を記載した書面には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

一 連結総自己資本規制比率

二 連結Tier1比率

三 連結普通株式等Tier1比率

四 連結における総自己資本の額

五 連結におけるTier1資本の額

六 連結における普通株式等Tier1資本の額

七 連結総所要自己資本額

八 第三条第二項に掲げる連結自己資本規制比率に係る自己資本の構成に関する開示事項

九 第三条第三項第十一号に掲げる事項

十 自己資本調達手段(その額の全部又は一部が連結自己資本規制比率告示第二条第一号の算式における普通株式等Tier1資本

(新設)

(四半期の記載事項)

第五条 当該四半期の末日が事業年度の末日及び中間事業年度の末日のいずれでもない場合において、経営の健全性の状況を記載した書面には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

一 連結自己資本規制比率

二 連結基本的項目比率

(新設)

三 連結における自己資本の額

四 連結における基本的項目の額

(新設)

五 連結総所要自己資本額

(新設)

(新設)

(新設)

に係る基礎項目の額、同条第二号の算式におけるその他Tier 1資本に係る基礎項目の額又は同条第三号の算式におけるTier 2資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段をいう。次号において同じ。）に関する契約内容の概要 十一 自己資本調達手段に関する契約内容の詳細	
2 前項第八号に定める事項は別紙様式第一号により作成し、同項第十号に掲げる事項は別紙様式第二号により作成しなければならない。	(新設)
3 第一項第九号に掲げる事項については、対象となる四半期の末日を基準日とする連結貸借対照表が金融商品取引法第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づく有価証券報告書、第二十四条の四の七第一項の規定に基づく四半期報告書又は第二十四条の五第一項の規定に基づく半期報告書において公表される場合を除き、記載することを要しない。	(新設)

附 則

(適用時期)

第一条 この告示は、平成二十五年三月三十一日から適用する。

(最終指定親会社の自己資本の構成に関する開示事項に係る経過措置)

第二条 この告示による改正後の金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件第三条第二項、第四条第二項又は第五条第二項の規定に基づき別紙様式第一号により作成するものは、平成三十年三月三十日までの間は、附則別紙様式第一号により作成しなければならない。

(別紙様式第一号)

(単位：百万円、%)

項目		国際様式の 該当番号
普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目 (1)		
普通株式に係る株主資本の額		1a+2-1c-26
うち、資本金及び資本剰余金の額		1a
うち、利益剰余金の額		2
うち、自己株式の額 (△)		1c
うち、社外流出予定額 (△)		26
うち、上記以外に該当するものの額		
普通株式に係る新株予約権の額		1b
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額		3
普通株式等 Tier1 資本に係る調整後少数株主持分の額		5
普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (イ)		6
普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額		8+9
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額		8
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外のものの額		9
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額		10
繰延ヘッジ損益の額		11
適格引当金不足額		12
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		13
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		14
前払年金費用の額		15
自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額		16
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額		17
少数出資金融機関等の普通株式の額		18
特定項目に係る十パーセント基準超過額		19+20+21
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額		19
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額		20
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		21

(別紙様式第一号)

	額		
特定項目に係る十五パーセント基準超過額			22
	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額		23
	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額		24
	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		25
その他 Tier1 資本不足額			27
普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ロ)			28
普通株式等 Tier1 資本			
普通株式等 Tier1 資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)			29
その他 Tier1 資本に係る基礎項目 (3)			
その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳		31a	30
その他 Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額		31b	
その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額		32	
特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額			
その他 Tier1 資本に係る調整後少数株主持分等の額			34-35
適格旧 Tier1 資本調達手段の額のうちその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額			33+35
	うち、最終指定親会社及び最終指定親会社の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額		33
	うち、最終指定親会社の連結子法人等（最終指定親会社の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額		35
その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (ニ)			36
その他 Tier1 資本に係る調整項目			
自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額			37
意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額			38
少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額			39
その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額			40
Tier2 資本不足額			42
その他 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ホ)			43
その他 Tier1 資本			
その他 Tier1 資本の額 ((ニ) - (ホ)) (ヘ)			44
Tier1 資本			

(別紙様式第一号)

Tier1 資本の額 ((ハ) + (ヘ))	(ト)	45
Tier2 資本に係る基礎項目 (4)		
Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳		46
Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額		
Tier2 資本調達手段に係る負債の額		
特別目的会社等の発行する Tier2 資本調達手段の額		
Tier2 資本に係る調整後少数株主持分等の額		48-49
適格旧 Tier2 資本調達手段の額のうち Tier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額		47+49
うち、最終指定親会社及び最終指定親会社の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額		47
うち、最終指定親会社の連結子法人等（最終指定親会社の特別目的会社を除く。）の発行する資本調達手段の額		49
一般貸倒引当金 Tier2 算入額及び適格引当金 Tier2 算入額の合計額		50
うち、一般貸倒引当金 Tier2 算入額		50a
うち、適格引当金 Tier2 算入額		50b
Tier2 資本に係る基礎項目の額	(チ)	51
Tier2 資本に係る調整項目		
自己保有 Tier2 資本調達手段の額		52
意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段の額		53
少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段の額		54
その他金融機関等の Tier2 資本調達手段の額		55
Tier2 資本に係る調整項目の額	(リ)	57
Tier2 資本		
Tier2 資本の額 ((チ) - (リ))	(ヌ)	58
総自己資本		
総自己資本の額 ((ト) + (ヌ))	(ル)	59
リスク・アセット (5)		
リスク・アセットの額	(ヲ)	60
連結自己資本規制比率		
連結普通株式等 Tier1 比率 ((ハ) / (ヲ))		61
連結 Tier1 比率 ((ト) / (ヲ))		62
連結総自己資本規制比率 ((ル) / (ヲ))		63
調整項目に係る参考事項 (6)		
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額		72

(別紙様式第一号)

その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額		73
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額		74
繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額		75
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項（7）		
一般貸倒引当金の額		76
一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額		77
内部格付手法採用最終指定親会社において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）		78
適格引当金に係るTier2資本算入上限額		79
資本調達手段に係る経過措置に関する事項（8）		
適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額		82
適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）		83
適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額		84
適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）		85

(注)

(1) 普通株式等Tier1資本に係る基礎項目

「うち、上記以外に該当するものの額」の欄には、普通株式に係る株主資本の額の内訳として、資本金及び資本剰余金の額、利益剰余金の額、自己株式の額及び社外流出予定額以外のものがある場合に、その項目、額及び国際様式の該当番号（バーゼル銀行監督委員会により平成二十四年六月二十六日に公表された資本構成の開示要件と題する文書の別紙一における表に記載された番号をいう。）を記載すること。この場合、当該該当番号を「普通株式に係る株主資本の額」の国際合意の該当番号に反映させること。

(2) 普通株式等Tier1資本に係る調整項目

- a 「繰延ヘッジ損益」とは、連結財務諸表等規則第六十九条の五第一項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、ヘッジ対象に係る時価評価差額が連結自己資本規制比率告示第五条第一項第二号のその他の包括利益累計額の項目として計上されている場合におけるヘッジ手段に係る損益又は時価評価差額を除く。

なお、正の値であるか負の値であるかを問わず、その額を記載すること。

- b 「適格引当金不足額」とは、内部格付手法採用最終指定親会社において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該期待損失額の合計額から当該適格引当金の合計額を控除した額をいう。

(別紙様式第一号)

- c 「負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額」には、正の値であるか負の値であるかを問わず、その額を記載すること。
- d 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額」とは、連結自己資本規制比率告示第八条第九項第一号に掲げる額をいう。
- e 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額」とは、連結自己資本規制比率告示第八条第九項第二号に掲げる額をいう。
- f 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「繰延税金資産に関連するものの額」とは、連結自己資本規制比率告示第八条第九項第三号に掲げる額をいう。
- g 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額」とは、連結自己資本規制比率告示第八条第十項第一号に掲げる額をいう。
- h 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額」とは、連結自己資本規制比率告示第八条第十項第二号に掲げる額をいう。
- i 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「繰延税金資産に関連するものの額」とは、連結自己資本規制比率告示第八条第十項第三号に掲げる額をいう。

(3) その他 Tier1 資本に係る基礎項目

- a 「最終指定親会社の特別目的会社等」は、最終指定親会社とその総株主等の議決権の全てを保有するものに限る。以下同じ。
- b 「特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額」に係る「国際様式の該当番号」欄には、資本調達手段の種類に応じ 31 又は 32 の番号を記載するものとする。

(4) Tier2 資本に係る基礎項目

- a 「一般貸倒引当金 Tier2 算入額」とは、連結自己資本規制比率告示第七条第一項第六号イに掲げる額をいう。
- b 「適格引当金 Tier2 算入額」とは、連結自己資本規制比率告示第七条第一項第六号ロに掲げる額をいう。

(5) リスク・アセット

「リスク・アセットの額」とは、連結自己資本規制比率告示第二条各号の算式の分母の額をいう。

(6) 調整項目に係る参考事項

- a 「少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額」とは、少数出資金融機関等の対象資本調達手段の額から少数出資調整対象額を控除した額をいう。
- b 「その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額」とは、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものの額のうち普通株式等

(別紙様式第一号)

Tier1 資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。

- c 「無形固定資産に係る調整項目不算入額」とは、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）の額のうち普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。
- d 「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額」とは、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額のうち普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。

(7) Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項

- a 「一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額」とは、信用リスク・アセットの額の合計額（内部格付手法採用最終指定親会社にあつては、連結自己資本規制比率告示第二百二十八条第二号に掲げる額とする。）に一・二五パーセントを乗じて得た額をいう。
- b 「適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額」とは、内部格付手法採用最終指定親会社において、連結自己資本規制比率告示第二百二十八条第一号に掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額をいう。

(8) 資本調達手段に係る経過措置に関する事項

- a 「適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額」とは、連結自己資本規制比率改正告示（金融商品取引法第五十七条の十七第一項の規定に基づき、最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件(平成二十四年金融庁告示第二十九号)をいう。以下同じ。) 附則第三条第一項に従い、同項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧 Tier1 資本調達手段に係る基準額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額をいう。
- b 「適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額」とは、連結自己資本規制比率改正告示附則第三条第二項に従い、同項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧 Tier2 資本調達手段に係る基準額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額をいう。

(別紙様式第二号)

1	発行者	
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	
3	準拠法	
	規制上の取扱い（１）	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	
6	連結自己資本規制比率の算出において自己資本に算入する者（２）	
7	銘柄、名称又は種類	
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額（３）	
	連結自己資本規制比率	
9	額面総額（４）	
10	表示される科目の区分（５）	
	連結貸借対照表	
11	発行日（６）	
12	償還期限の有無	
13	その日付	
14	償還等を可能とする特約の有無	
15	初回償還可能日及びその償還金額（７）	
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額（８）	
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要（９）	
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別（１０）	
18	配当率又は利率（１１）	
19	配当等停止条項の有無（１２）	
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無（１３）	
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	
24	転換が生じる場合（１４）	
25	転換の範囲（１５）	
26	転換の比率（１６）	
27	転換に係る発行者の裁量の有無（１７）	
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	

(別紙様式第二号)

30	元本の削減に係る特約の有無 (18)	
31	元本の削減が生じる場合 (19)	
32	元本の削減が生じる範囲 (20)	
33	元本回復特約の有無 (21)	
34	その概要	
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類 (22)	
36	非充足資本要件の有無 (23)	
37	非充足資本要件の内容 (23)	

(注)

- (1) 連結自己資本規制比率告示第二条第一号の算式の普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額、同条第二号の算式のその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額又は同条第三号の算式の Tier2 資本に係る基礎項目の額のうち、連結自己資本規制比率告示に基づき自己資本調達手段の額の全部又は一部が算入されるもの(普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額、その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額、Tier2 資本に係る基礎項目の額の別)を記載すること。
- (2) 最終指定親会社のほか、自己資本調達手段がその連結自己資本規制比率の算出において自己資本に算入される子法人等が存在する場合には、当該子法人等を記載すること。
- (3) 直近に公表された連結自己資本規制比率の算出において、自己資本に係る基礎項目の額に算入された額を記載すること。
- (4) 自己資本調達手段につき額面金額が定められていない場合には、記載を要しない。
- (5) 「連結貸借対照表」については、「株主資本」、「少数株主持分」及び「負債」のうち該当するものを記載すること。
- (6) 発行日を特定することが困難である場合には、記載を要しない。
- (7) 「初回償還可能日」とは、発行後五年を経過した日以後の日であって、発行者が初めて償還等(償還期限が定められていないものの償還又は償還期限が定められているものの期限前償還をいう。以下同じ。)を行うことが可能な日をいう。
- (8) 「特別早期償還特約」とは、一定の事由が生じた場合には発行後五年を経過する日前に償還等を行うことを可能とする特約をいう。
- (9) 「任意償還可能日」とは、発行者による償還等が可能な日をいう。
- (10) 配当率(利率)が、固定配当率(利率)の場合には「固定」と、変動配当率(利率)の場合には「変動」と、当初は固定配当率(利率)であって一定期間経過後に変動配当率(利率)に変更される場合は「固定から変動」と、当初は変動配当率(利率)であって一定期間経過後に固定配当率(利率)に変更される場合は「変動から固定」と記載すること。
- (11) 変動配当率(利率)については、その基準とする市場金利の名称及びこれに加算する百分率を記載すること。

ただし、私募や相対取引の方法により行われたため配当率又は利率が一般に公表されていない資本調達手段については、これらを資本調達手段の特性(通貨・満期の有無及び償還期限・期限前償還条項の有無等)ごとに区分し、当該区分ごとに基準日における加重平均利率を開示することができる。

(別紙様式第二号)

- (12) 「配当等停止条項」とは、剰余金の配当又は利息の支払いの停止を行った場合における同等以上の質の自己資本調達手段に係る剰余金の配当又は利息の支払いに関する発行者に対する制約事項を定める条項をいう。
- (13) 発行者の有する剰余金の配当又は利息の支払いについての裁量に応じて、「完全裁量」、「部分裁量」又は「裁量なし」のうち、該当するものを記載すること。
- (14) 他の種類の資本調達手段への転換が生じる場合の概要を記載すること。
- (15) 他の種類の資本調達手段への転換が生じる場合において、当該転換が生じる自己資本調達手段の範囲に応じて、「常に全部転換」、「全部転換又は一部転換」又は「常に一部転換」のうち、該当するものを記載すること。
- (16) 他の種類の資本調達手段への転換が生じる場合において、自己資本調達手段一つにつき交付される他の資本調達手段の数を記載すること。なお、転換比率の修正に関する条項が定められている場合には、当該転換比率の修正に係る概要も記載すること。
- (17) 他の種類の資本調達手段への転換に係る発行者の有する裁量に応じて、「完全裁量」、「部分裁量」又は「裁量なし」のうち、該当するものを記載すること。
- (18) 「元本の削減」には、自己資本調達手段の元本金額が減額される場合のほか、当該自己資本調達手段が無償で発行者に譲渡される場合等、実質的に元本の削減と同じ効果が生じる場合を含む。
- (19) 元本の削減が生じる場合の概要を記載すること。
- (20) 元本の削減が生じる場合において、元本の削減が生じる自己資本調達手段の範囲に応じて、「常に全部削減」、「全部削減又は一部削減」又は「常に一部削減」のうち、該当するものを記載すること。
- (21) 「元本回復特約」とは、元本の削減後に一定の事由を満たすことを条件として当該削減された元本部分の全部又は一部の回復を可能とする旨の特約をいう。
- (22) 残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段が存在しない場合は、「一般債務」と記載すること。
- (23) 「非充足資本要件」とは、自己資本調達手段の額の全部又は一部が算入される自己資本に係る基礎項目の額の区分に応じ、連結自己資本規制比率告示第五条第三項に定める普通株式の要件、連結自己資本規制比率告示第六条第四項に定めるその他 Tier1 資本調達手段の要件又は連結自己資本規制比率告示第七条第四項に定める Tier2 資本調達手段の要件のうち、当該自己資本調達手段が充足しないものをいい、複数の非充足資本要件がある場合には、実質破綻認定時損失吸収条項（連結自己資本規制比率告示第六条第四項第十五号及び第七条第四項第十号に定める要件をいう。）など、自己資本調達手段の損失吸収力を判断するために特に重要と認められるものを記載することができる。

(単位：百万円、%)

項目	経過措置に よる不算入 額	国際様式の 該当番号
普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目 (1)		
普通株式に係る株主資本の額		1a+2-1c-26
うち、資本金及び資本剰余金の額		1a
うち、利益剰余金の額		2
うち、自己株式の額 (△)		1c
うち、社外流出予定額 (△)		26
うち、上記以外に該当するものの額		
普通株式に係る新株予約権の額		1b
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額		3
普通株式等 Tier1 資本に係る調整後少数株主持分の額		5
経過措置により普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるもの の額の合計額		
..... (その内訳を記載)		
.....		
普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (イ)		6
普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。) の 額の合計額		8+9
うち、のれんに係るもの (のれん相当差額を含む。) の額		8
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の ものの額		9
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。) の額		10
繰延ヘッジ損益の額		11
適格引当金不足額		12
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		13
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される 額		14
前払年金費用の額		15
自己保有普通株式 (純資産の部に計上されるものを除く。) の額		16
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額		17
少数出資金融機関等の普通株式の額		18
特定項目に係る十パーセント基準超過額		19+20+21
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当 するものに関連するものの額		19

(附則別紙様式第一号)

	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額			20
	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額			21
特定項目に係る十五パーセント基準超過額				22
	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額			23
	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額			24
	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額			25
その他 Tier1 資本不足額				27
普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ロ)				28
普通株式等 Tier1 資本				
普通株式等 Tier1 資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)				29
その他 Tier1 資本に係る基礎項目 (3)				
	その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額			31a
	その他 Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額			31b
	その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額			32
	特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額			
その他 Tier1 資本に係る調整後少数株主持分等の額				34-35
適格旧 Tier1 資本調達手段の額のうちその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額				33+35
	うち、最終指定親会社及び最終指定親会社の特定目的会社等の発行する資本調達手段の額			33
	うち、最終指定親会社の連結子法人等（最終指定親会社の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額			35
経過措置によりその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額				
	………… (その内訳を記載)			
	…………			
その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (ニ)				36
その他 Tier1 資本に係る調整項目				
自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額				37
意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額				38
少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額				39
その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額				40

(附則別紙様式第一号)

経過措置によりその他 Tier1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額			
..... (その内訳を記載)			
.....			
Tier2 資本不足額			42
その他 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ホ)			43
その他 Tier1 資本			
その他 Tier1 資本の額 ((二) - (ホ)) (ヘ)			44
Tier1 資本			
Tier1 資本の額 ((ハ) + (ヘ)) (ト)			45
Tier2 資本に係る基礎項目 (4)			
Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額			46
Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額			
Tier2 資本調達手段に係る負債の額			
特別目的会社等の発行する Tier2 資本調達手段の額			
Tier2 資本に係る調整後少数株主持分等の額			48-49
適格旧 Tier2 資本調達手段の額のうち Tier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額			47+49
うち、最終指定親会社及び最終指定親会社の特定目的会社等の発行する資本調達手段の額			47
うち、最終指定親会社の連結子法人等（最終指定親会社の特別目的会社を除く。）の発行する資本調達手段の額			49
一般貸倒引当金 Tier2 算入額及び適格引当金 Tier2 算入額の合計額			50
うち、一般貸倒引当金 Tier2 算入額			50a
うち、適格引当金 Tier2 算入額			50b
経過措置により Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額			
..... (その内訳を記載)			
.....			
Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)			51
Tier2 資本に係る調整項目			
自己保有 Tier2 資本調達手段の額			52
意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段の額			53
少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段の額			54
その他金融機関等の Tier2 資本調達手段の額			55
経過措置により Tier2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額			

(附則別紙様式第一号)

..... (その内訳を記載)			
.....			
Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)			57
Tier2 資本			
Tier2 資本の額 ((チ) - (リ)) (ヌ)			58
総自己資本			
総自己資本合計 ((ト) + (ヌ)) (ル)			59
リスク・アセット (5)			
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額			
..... (その内訳を記載)			
.....			
リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)			60
連結自己資本規制比率			
連結普通株式等 Tier1 比率 ((ハ) / (ヲ))			61
連結 Tier1 比率 ((ト) / (ヲ))			62
連結総自己資本規制比率 ((ル) / (ヲ))			63
調整項目に係る参考事項 (6)			
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額			72
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額			73
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額			74
繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額			75
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 (7)			
一般貸倒引当金の額			76
一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額			77
内部格付手法採用最終指定親会社において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）			78
適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額			79
資本調達手段に係る経過措置に関する事項 (8)			
適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額			82
適格旧 Tier1 資本調達手段の額から適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）			83
適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額			84
適格旧 Tier2 資本調達手段の額から適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）			85

(注)

(附則別紙様式第一号)

(1) 普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目

「うち、上記以外に該当するものの額」の欄には、普通株式に係る株主資本の額の内訳として、資本金及び資本剰余金の額、利益剰余金の額、自己株式の額並びに社外流出予定額以外のものがある場合に、その項目、額及び国際様式の該当番号（バーゼル銀行監督委員会により平成二十四年六月二十六日に公表された資本構成の開示要件と題する文書の別紙一における表に記載された番号をいう。）を記載すること。この場合、当該該当番号を「普通株式に係る株主資本の額」の国際合意の該当番号に反映させること。

(2) 普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目

- a 「繰延ヘッジ損益」とは、連結財務諸表等規則第六十九条の五第一項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、ヘッジ対象に係る時価評価差額が連結自己資本規制比率告示第五条第一項第二号のその他の包括利益累計額の項目として計上されている場合におけるヘッジ手段に係る損益又は時価評価差額を除く。

なお、正の値であるか負の値であるかを問わず、その額を記載すること。

- b 「適格引当金不足額」とは、内部格付手法採用最終指定親会社において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該期待損失額の合計額から当該適格引当金の合計額を控除した額をいう。

- c 「負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額」には、正の値であるか負の値であるかを問わず、その額を記載すること。

- d 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額」とは、連結自己資本規制比率告示第八条第九項第一号に掲げる額をいう。

- e 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額」とは、連結自己資本規制比率告示第八条第九項第二号に掲げる額をいう。

- f 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「繰延税金資産に関連するものの額」とは、連結自己資本規制比率告示第八条第九項第三号に掲げる額をいう。

- g 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額」とは、連結自己資本規制比率告示第八条第十項第一号に掲げる額をいう。

- h 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額」とは、連結自己資本規制比率告示第八条第十項第二号に掲げる額をいう。

- i 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「繰延税金資産に関連するものの額」とは、連結自己資本規制比率告示第八条第十項第三号に掲げる額をいう。

(3) その他 Tier1 資本に係る基礎項目

- a 「最終指定親会社の特別目的会社等」は、最終指定親会社とその総株主等の議決権の全てを保有するものに限る。以下同じ。

- b 「特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額」に係る「国際様式の該当番号」欄には、資本調達手段の種類に応じ 31 又は 32 の番号を記載するものとする。

(附則別紙様式第一号)

(4) Tier2 資本に係る基礎項目

- a 「一般貸倒引当金 Tier2 算入額」とは、連結自己資本規制比率告示第七条第一項第六号イに掲げる額をいう。
- b 「適格引当金 Tier2 算入額」とは、連結自己資本規制比率告示第七条第一項第六号ロに掲げる額をいう。

(5) リスク・アセット

「リスク・アセットの額の合計額」とは、連結自己資本規制比率告示第二条各号の算式の分母の額をいう。

(6) 調整項目に係る参考事項

- a 「少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額」とは、少数出資金融機関等の対象資本調達手段の額から少数出資調整対象額を控除した額をいう。
- b 「その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額」とは、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものの額のうち普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。
- c 「無形固定資産に係る調整項目不算入額」とは、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）の額のうち普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。
- d 「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額」とは、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額のうち普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。

(7) Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項

- a 「一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額」とは、信用リスク・アセットの額の合計額（内部格付手法採用最終指定親会社にあつては、連結自己資本規制比率告示第二百二十八条第二号に掲げる額とする。）に一・二五パーセントを乗じて得た額をいう。
- b 「適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額」とは、内部格付手法採用最終指定親会社において、連結自己資本規制比率告示第二百二十八条第一号に掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額をいう。

(8) 資本調達手段に係る経過措置に関する事項

- a 「適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額」とは、連結自己資本規制比率改正告示（金融商品取引法第五十七条の十七第一項の規定に基づき、最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（平成二十四年金融庁告示第二十九号）をいう。以下同じ。）附則第三条第一項に従い、同項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧 Tier1 資本調達手段に係る基準額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額をいう。
- b 「適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額」とは、連結自己資本規制比率改正告示附則第三条第二項に従い、同項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧 Tier2 資本調達手段に係る基準額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額をいう。